



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課).....4
- 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(教育総務課).....4

規則

- 児童手当の支払に関する規則の全部を改正する規則(児童福祉課).....4
- 大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市立病院総務企画課).....18
- 大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則(保育課).....19

訓令

- 大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令(広報情報課).....19
- 大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令().....19
- 大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令().....19

告示

- 大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を廃止する告示(都市計画課).....20
- 大和高田市児童手当事務取扱要綱を廃止する告示(児童福祉課).....20
- 公示送達(収納対策室).....20
- 公共工事発注見通しの公表(契約監理室).....20
- 公共下水道供用開始の縦覧(下水道課).....24
- 平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の要領の公表(財政課).....25
- 違反広告物の保管(都市計画課).....26
- 公示送達(収納対策室).....27
- 引取りのない放置自転車等の処分(生活安全課).....27
- 違反広告物の保管(都市計画課).....27
- 公示送達(収納対策室).....27

公告

- 平成24年度ファイルサーバーリース契約に係る納入業者選定に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室).....29
- 市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(4号棟201号・304号)改修に関する条件付き一般競争入札公告().....30
- 市営住宅(サンライズ・西坊城)新規募集に伴う室内(サンライズ402号・西坊城107号)改修に関する条件付き一般競争入札公告().....32

○市営住宅(礪野)新規募集に伴う室内(2号棟202号)改修に関する 条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……………35	
○市営斎場洋式トイレ改修に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………37	
○自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公 告……………(〃)……………39	
○高田小学校プールろ過装置改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)……………41	
○配水場水位計取替工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………43	
○大東配水場バイパス弁取替工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………46	
○陵西配水場圧力調節計取替工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………48	
○市有地の売却……………(財産管理課)……………50	
教育委員会	
○教育委員会10月定例委員会の招集……………(教育総務課)……………53	
○教育委員会11月定例委員会の招集……………(〃)……………53	
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……………54	
農業委員会	
○農業委員会11月定例委員会の招集……………(農業委員会)……………54	
公営企業	
○指定給水装置工事事業者の指定……………(水道工務課)……………54	

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

職員が起こした不祥事を厳粛に受け止め、職員への管理監督責任及び職務上の管理責任を問う形で市長及び副市長に支給する給料の減額を行うものです。

2 改正の内容

平成24年10月分における市長、副市長の給料月額減額率を、現行の100分の20からさらに100分の5上乗せして、100分の25に改めます。

3 施行期日

平成24年10月1日

◇大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

臨時職員が起こした不祥事を厳粛に受け止め、管理監督責任を問う形で教育長に支給する給料の減額を行うものです。

2 改正の内容

平成24年10月分における教育長の給料月額減額率を、現行の100分の20からさらに100分の5上乗せして、100分の25に改めます。

3 施行期日

平成24年10月1日

条 例

条例第22号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成24年10月1日から同月31日までの間、特別職の常勤の職員の給料月額を、附則第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給与月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

条例第23号

大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和55年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成24年10月1日から同月31日までの間、教育長の給料月額は、附則第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給与月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第4項及び第5項の規定を適用する場合における給料月額は、同条第1項に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

規 則

規則第22号

児童手当の支払に関する規則の全部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

児童手当の支払に関する規則

児童手当の支払に関する規則（昭和61年規則第22号）の全部を改正する。

大和高田市児童手当事務処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定め

るもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(備え付けるべき帳簿等)

第2条 市において備える帳簿等は、次のとおりとする。ただし、これらに記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理し、及び利用することによって事務を支障なく行い得ると認められる場合は、帳簿等の作成を省略することができる。

- (1) 受給者台帳
- (2) 関係書類返戻・保留カード
- (3) 受給資格調査員証交付簿
- (4) 父母指定者管理台帳

(父母指定者指定届の処理等)

第3条 市長は、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)第1条の3による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第4条 市長は、省令第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には児童手当・特例給付認定通知書(様式第1号)により、受給資格がないものと認めた場合には児童手当・特例給付認定請求却下通知書(様式第2号)により請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、省令第1条の4第3項の認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には児童手当認定通知書(施設等受給資格者用)(様式第3号)により、受給資格がないものと認めた場合には児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)(様式第4号)により請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第6条 市長は、省令第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には児童手当・特例給付額改定通知書(様式第5号)により、手当額を改定しないものと認めた場合には児童手当・特例給付額改定請求却下通知書(様式第6号)により請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定届の処理)

第7条 市長は、省令第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には児童手当・特例給付額改定通知書により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第8条 市長は、省令第2条第3項の額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には児童手当額改定通知書(施設等受給者用)(様式第7号)により、手当額を改定しないものと認めた場合には児童手当額改定請求却下通知書(施設等受給者用)(様式第8号)により請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第9条 市長は、省令第3条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には児童手当額改定通知書(施設等受給者用)により、当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第10条 市長は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届(施設等受給者用)の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、一般受給者の場合は児童手当・特例給付額改定通知書により、施設等受給者

の場合は児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、省令第4条第1項の現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 当該届書の記載事項等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認められた場合には、児童手当・特例給付認定通知書により当該届出者に通知すること。

（2） 当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（様式第9号）により当該届出者に通知すること。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

第12条 市長は、省令第4条第3項の現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（様式第10号）により当該届出者に通知すること。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第13条 市長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届出者が一般受給者の場合は、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、施設等受給者の場合は、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該届出者に通知するものとする。

2 市長は、省令第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者の場合は児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、施設等受給者の場合は児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該受給者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第14条 市長は、省令第9条第1項の未支払児童手当等請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は未支払児童手当・特例給付支給決定通知書（様式第11号）により、施設等受給資格者に係る請求の場合は未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）（様式第12号）により当該請求者に通知すること。

（2） 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認められた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は未支払児童手当・特例給付請求却下通知書（様式第13号）により、施設等受給資格者に係る請求の場合は未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）（様式第14号）により当該請求者に通知すること。

（寄附に係る事務処理）

第15条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第22条の2の規定による寄附の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 省令第12条の9に定める申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支給される児童手

当等の額（法第22条の3又は第22条の4の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項の規定による寄附が行われたときは、市長は、児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書（様式第15号）を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 請求者等からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに支給される児童手当等の額（法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（様式第16号）を請求者等に通知するものとする。

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第17条 市長は、法第22条の4の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（様式第17号）により特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

3 特別徴収の額は、支払期月ごとに支給される児童手当等の額（法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の3の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

（支払）

第18条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、児童手当等の支払を行う場合には、児童手当・特例給付支払通知書（様式第18号）により受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

（支払の一時差止等）

第19条 市長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差止めることとしたときは、児童

手当・特例給付支払差止通知書(様式第19号)により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 市長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条及び第11条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付認定通知書

児童手当

年 月 日付で請求のありました

については、次のとおり認定しましたの

特例給付

で通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項

1. 支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上小学校修了前)	人
	(中学生)	人
	計	人
2. 区分	児童手当 特例給付	
3. 手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上小学校修了前)	円
	(中学生)	円
	計	円
4. 支給開始年月	年 月 から	
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	
備 考		

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付認定請求却下通知書

児童手当

年 月 日付で請求のありました

については、次の理由で請求を却下しま

特例給付

したので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当認定通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

認定に関する事項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 支給開始年月	年 月 から
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
備考	

別紙

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日
-------	------	-------	------

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

様式第5号（第6条、第7条及び第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付額改定通知書

児童手当
特例給付

請求、届出
の額の改定については
職 権

により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1. 改定後の支給対象となる児童の数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2. 区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当 特例給付</td></tr> </table>	児童手当 特例給付							
児童手当 特例給付									
3. 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4. 改定年月	年 月 から								
5. 改定(増額・減額)の理由 ()									
備 考									

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童手当・特例給付額改定請求却下通知書

児童手当
特例給付

の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

様式第7号(第8条、第9条及び第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当額改定通知書(施設等受給者用)

請求、届出

児童手当の額の改定については 職 権 により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象となる児童の数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月 から
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
備 考	

別紙

4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定(増・減額)理由

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当額改定請求却下通知書(施設等受給者用)

児童手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第9号(第11条及び第13条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付支給事由消滅通知書

児童手当

次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。

特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

- 1. 消滅した日 年 月 日
- 2. 支給終了年月 年 月 分まで
- 3. 消滅の理由

様式第10号(第12条及び第13条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良

		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

合計 円

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

未支払児童手当・特例給付請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます。

却下の理由

様式第14号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり請求を却下することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良

県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

児童の氏名	住所	却下の理由

様式第15号(第15条関係)

第 号
年 月 日

児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地) _____

氏名(法人名等) _____

寄附額 金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第22条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

大和高田市長 印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様式第16号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書

第1項

児童手当法第22条の3 _____の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、

第2項

児童手当

から徴収する(支払う)こととしましたので通知します。

特例給付

記

徴収(支払)の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する(支払う)費用	徴収期間	備考

様式第17号(第17条関係)

様

第 号
年 月 日

大和高田市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の4の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	(月分保育料) 円	
年10月分	(月分保育料) 円	
年2月分	(月分保育料) 円	
年6月分	(月分保育料) 円	

様式第18号(第18条関係)

様

第 号
年 月 日

大和高田市長

印

児童手当・特例給付支払通知書

児童手当

の支払については、次のとおりあなたの普通預金口座に振り込みましたので通知します。

特例給付

認定番号	
金融機関名	
口座番号	
支払該当月	
金額	円

年 月 日

大和高田市長

印

様式第19号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

児童手当・特例給付支払差止通知書

児童手当

次のとおり

の支払を差し止めましたので通知します。

特例給付

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

規則第29号

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月1日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則(平成17年規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を次のように改める。

12	術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)に係る特定療養費	1回	258円
----	---	----	------

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

規則第30号

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月24日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「土庫保育所」を「土庫・北保育所」に改め、北保育所の項を削る。

(大和高田市特別保育事業の実施に関する規則の一部改正)

第2条 大和高田市特別保育事業の実施に関する規則(平成17年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「土庫保育所」を「土庫・北保育所」に改め、「北保育所」を削る。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

訓 令

訓令第17号

大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成22年訓令第5号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第18号

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成22年訓令第14号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第19号

大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱(平成23年訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第54号

大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を廃止する告示
大和高田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(平成23年告示第76号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第57号

大和高田市児童手当事務取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童手当事務取扱要綱を廃止する告示
大和高田市児童手当事務取扱要綱(平成14年告示第109号)は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第114号

公売通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

平成24年10月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成24年9月25日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第115号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成24年10月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成24年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成24年10月3日から平成25年3月31日まで

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

様式第3号(第2条関係)

□24年度10月大和高田市公共工事発注見通し公表書□□(下水道課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1								
2	田井新町地内管渠工事	田井新町	6ヶ月	土木工事	推進開削工□L=365m	一般競争	2四半期	
3								
4	蔵之宮地内管渠工事	蔵之宮	3ヶ月	土木工事	推進工□L=100m	一般競争	2四半期	
5	曾大根地内管渠工事	曾大根	4ヶ月	土木工事	推進工□L=200m	一般競争	2四半期	
6	築山地内管渠工事	築山	4ヶ月	土木工事	推進開削工□L=175m	一般競争	2四半期	
7	大東町地内管渠工事	大東町	3ヶ月	土木工事	開削工□L=250m	一般競争	2四半期	
8	築山地内管渠工事	築山	3ヶ月	土木工事	開削工□L=100m	一般競争	3四半期	
9	築山地内管渠工事	築山	3ヶ月	土木工事	開削工□L=170m	一般競争	3四半期	
10	大谷地内管渠工事	大谷	4ヶ月	土木工事	推進開削工□L=200m	一般競争	2四半期	
11	大谷地内管渠工事	大谷	3ヶ月	土木工事	開削工□L=120m	一般競争	2四半期	
12	東中1丁目地内管渠工事	東中1丁目	3ヶ月	土木工事	開削工□L=90m	一般競争	3四半期	
13	池田地内管渠工事	池田	3ヶ月	土木工事	開削工□L=70m	一般競争	3四半期	
14	神楽地内管渠工事	神楽	3ヶ月	土木工事	開削工□L=100m	一般競争	3四半期	

15	磯野北町地内管渠工事	磯野北町	3ヶ月	土木工事	開削工□L=50m	一般競争	2四半期	
16	片塩町地内管渠工事	片塩町	3ヶ月	土木工事	開削工□L=120m	一般競争	2四半期	
17	春日町地内管渠工事	春日町	3ヶ月	土木工事	開削工□L=60m	一般競争	2四半期	
18	日之出東本町地内管渠工事	日之出東本町	4ヶ月	土木工事	推進開削工□L=110m	一般競争	2四半期	
19								
20								
21								
22								
23								
24								

様式第3号(第2条関係)

□24年度10月大和高田市公共工事発注見通し公表書□□(水道工務課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	配水管布設工事	池田	3ヶ月	管工事	DIPφ150…L=420	一般競争	2四半期	
2	配水管布設工事	大東町	3ヶ月	管工事	DIPφ250-150…L=290	一般競争	2四半期	
3	配水管布設工事	曾大根	3ヶ月	管工事	DIPφ100…L=280	一般競争	2四半期	
4	配水管布設工事	根成柿	3ヶ月	管工事	DIPφ100…L=350	一般競争	3四半期	
5	配水管布設替工事	大東町	3ヶ月	管工事	DIPφ500-250…L=90	一般競争	2四半期	
6	配水管布設替工事	磯野町	3ヶ月	管工事	DIPφ250…L=360	一般競争	2四半期	
7	配水管布設替工事	磯野北町	3ヶ月	管工事	DIPφ250-100…L=100	一般競争	3四半期	
8	配水管布設替工事	田井新町	3ヶ月	管工事	DIPφ150…L=260	一般競争	3四半期	
9	配水管布設替工事	吉井	3ヶ月	管工事	DIPφ250…L=200	一般競争	2四半期	
10	配水管布設替工事	根成柿	3ヶ月	管工事	DIPφ100…L=500	一般競争	3四半期	
11	配水管布設替工事	片塩町	3ヶ月	管工事	DIPφ100…L=120	一般競争	2四半期	
12								
13	給配水管移設工事	田井新町	6ヶ月	管工事	給配水管移設	一般競争	2四半期	下水合併
14								

平成24年10月11日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成24年10月25日
- 2 供用及び処理を開始する区域
高田川第3処理分区 市場
高田川第4処理分区 市場
高田川第5処理分区 東中1丁目・春日町1丁目・春日町2丁目
高田川第6処理分区 中今里町・曙町・今里町
高田川第7処理分区 有井・神楽2丁目・池田・土庫・築山・大谷・土庫2丁目・日之出東本町
- 3 供用を開始する排水施設の区域
大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年10月12日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成24年10月12日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）
平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）専決処分
平成24年度大和高田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,877,868千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19.市債		1,458,100	9,800	1,467,900
	1.市債	1,458,100	9,800	1,467,900
補正されなかった科目に係る額		20,409,968	0	20,409,968
歳入合計		21,868,068	9,800	21,877,868

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		9,807,911	9,800	9,817,711
	2. 児童福祉費	3,187,998	9,800	3,197,798
補正されなかった科目に係る額		12,060,157	0	12,060,157
歳出合計		21,868,068	9,800	21,877,868

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所耐震補強事業	千円 56,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 65,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

告示第118号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年10月12日

大和高田市長 吉田誠克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	幸福実現党	はり札	1	今里町	9/3	9/3	雲梯町資材置場
2	神秘の法	はり札	1	神楽一丁目	9/5	9/5	雲梯町資材置場
3	神秘の法	はり札	1	曾大根一丁目	9/6	9/6	雲梯町資材置場

4	神秘の法	はり札	1	南陽町	9/6	9/6	雲梯町資材置場
---	------	-----	---	-----	-----	-----	---------

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第119号

平成24年度市県民税第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

平成24年10月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成24年9月27日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第120号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年10月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年10月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年7月2日、同月4日、同月10日、同月19日、同月24日、同月25日、同月30日

告示第121号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年10月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	15	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
2	民主党	はり札	4	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場

3	自由民主党	はり札	5	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
4	幸福実現党	はり札	24	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
5	神秘の法	はり札	17	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
6	富士住宅販売	はり札	5	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
7	松村珠算書道塾	はり札	1	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
8	関西ハウジング	はり札	4	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
9	ホームソリューション(株)	はり札	1	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
10	共産党	立て看板	1	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
11	自由民主党	立て看板	3	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場
12	豊富住建(株)	立て看板	10	市内	10/19	10/19	市役所西駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第122号

納期限変更告知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

平成24年10月29日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成24年10月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月3日

大和高田市長 吉田誠克

1 件名	平成24年度ファイルサーバコンピュータリース契約に係る納入業者選定
2 契約期間	平成24年12月1日から平成29年11月30日まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり

<p>4 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供(電算業務)に登録している者であること。</p> <p>(5) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾を受けた者</p> <p>(6) ISMS認証を取得していること。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(5)及び(6)の要件を満たすことを証するもの(プライバシーマーク登録証等)の写しと4(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、郵送によることを可とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月3日(水)から平成24年10月11日(木)正午まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。また、郵送による場合は、必ず特殊郵便によるものとし、平成24年10月10日(水)必着とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月12日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、E-mailにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月9日(火)から平成24年10月17日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市企画政策部 広報情報課 情報管理係 E-mail densan@city.yamatotakada.nara.jp</p>

	(4) 回答期限 回答は、平成24年10月19日（金）までとし、原則質問者に対してのみ随時E-mailにより行います。
8 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
9 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
10 入札の開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年10月22日（月）午前11時00分 (2) 場所 大和高田市役所 4階 委員会室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
11 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
12 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、その場で直ちに再度入札を行います。再度入札は1回限りとし、再度入札を行っても落札がない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者としてします。
13 契約保証金	免除します。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第100号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅（礒野）新規募集に伴う室内（4号棟201号・304号）改修
2 工事場所	大和高田市礒野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であるこ

	<p>と。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月19日（金）から平成24年10月23日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月24日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年10月19日（金）から平成24年10月23日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月19日（金）から平成24年10月26日</p>

質疑応答	<p>(金) まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月29日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年11月1日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年11月2日（金）午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,370,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第101号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

します。

平成24年10月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(サンライズ・西坊城)新規募集に伴う室内(サンライズ402号・西坊城107号)改修
2 工事場所	大和高田市材木町・西坊城地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</p>

	及び入札通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年10月29日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年11月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年11月2日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比	¥1,470,000円(消費税等抜き)

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第102号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅（磯野）新規募集に伴う室内（2号棟202号）改修
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記（1）の申請書と同様に大和高田市ホー

	<p>ムページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月29日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年11月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年11月2日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,050,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第103号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営斎場洋式トイレ改修
2 工事場所	大和高田市材木町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

	<p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月19日(金)から平成24年10月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月29日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年11月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年11月2日（金）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥770,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第104号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行期間	契約締結日から平成25年3月29日まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p>

	<p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。</p> <p>(5) 平成19年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4（5）の要件を満たすことを証するもの（該当調査業務等に係る契約書等）の写しと4（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月24日（水）から平成24年10月30日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月31日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。）</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月24日（水）から平成24年11月5日（月）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年11月6日（火）正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

8 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年11月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年11月9日（金）午前11時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
14 契約保証金	免除します。
15 最低制限基準比較価格	¥990,000円（消費税等抜き）
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第105号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田小学校プールろ過装置改修工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)又は機械器具設置工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年10月26日(金)から平成24年10月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月31日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年10月26日(金)から平成24年10月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年10月26日(金)から平成24年11月2日(金)</p>

質疑応答	<p>まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年11月5日（月）正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年11月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年11月9日（金）午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥5,950,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第106号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

<p>します。</p> <p>平成24年10月31日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	配水場水位計取替工事
2 工事場所	大和高田市大東町・吉井・野口地内（大東・天満・陵西各配水場）
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の水道施設工事、機械器具設置工事又は電気工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 本市に登録されている工事業種における建設業法第27条の23第1項の審査の結果（経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期限内にある直近のもの））の総合評定値が、1,000点以上であること。</p> <p>(3) 平成19年4月1日以降で、地方公共団体の上水道配水場での配水設備工事を元請けとしての施工実績を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（2）及び5（3）の要件を満たすことを証するもの（経審結果通知書及び該当工事に係る契約書等）の写し並びに4（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年11月1日（木）から平成24年11月8日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年11月9日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</p>

	及び入札通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成24年11月1日(木)から平成24年11月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年11月1日(木)から平成24年11月16日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年11月16日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年11月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年11月21日(水)午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比	¥4,630,000円(消費税等抜き)

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第107号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大東配水場バイパス弁取替工事
2 工事場所	大和高田市大東町地内(大東配水場)
3 工事期間	契約締結の日から平成25年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の水道施設工事又は機械器具設置工事に登録されている者であること。 (2) 本市に登録されている工事業種における建設業法第27条の23第1項の審査の結果(経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの))の総合評定値が、1,000点以上であること。 (3) 平成19年4月1日以降で、地方公共団体の上水道配水場での配水設備工事を元請けとしての施工実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(2)及び5(3)の要件を満たすことを証するもの(経審結果通知書及び該当工事に係る契約書等)の写し並びに4(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排

	<p>除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年11月1日(木)から平成24年11月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年11月9日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年11月1日(木)から平成24年11月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年11月1日(木)から平成24年11月16日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年11月16日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年11月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年11月21日(水)午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,560,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第108号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年10月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西配水場圧力調節計取替工事
2 工事場所	大和高田市野口地内(陵西配水場)
3 工事期間	契約締結の日から平成25年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事又は機械器具設置工事に登録されている者であること。 (2) 本市に登録されている工事業種における建設業法第27条の23第1項の審査の結果(経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの))の総合評定値が、1,000点以上であること。 (3) 平成19年4月1日以降で、地方公共団体の上水道配水場での配水設備工事を元請けとしての施工実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資

	<p>格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（2）及び5（3）の要件を満たすことを証するもの（経審結果通知書及び該当工事に係る契約書等）の写し並びに4（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、上記（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年11月1日（木）から平成24年11月8日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年11月9日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年11月1日（木）から平成24年11月8日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年11月1日（木）から平成24年11月16日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年11月16日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年11月20日（火）。入札執行日の前日であるため、</p>

法	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年11月21日（水）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,260,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第109号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格(円)
1	曙町685番3	雑種地	243.72	第一種住居地域	60/200	7,253,000
2	曙町685番5	宅地	272.37	第一種住居地域	60/200	6,661,000

3	曙町800番1 3	宅地	158.66	第一種住居地域	60/200	4,566,000
4	曙町809番1 4	宅地	296.39	第一種住居地域	60/200	8,623,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 物件番号2については、既存建物（曙町老人憩いの家）がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物・工作物等の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。
- (4) 物件番号2に存する既存建物（建築物内の家財等含む。）は、引き渡し後、物件購入者において速やかに撤去するものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）
 - イ 誓約書（実印）
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書（実印）
 - エ 市税滞納情報照会同意書
 - オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
 - カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ※ オ及びカについては、発行後、3ヶ月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

- ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。
 - イ 受付期間 平成24年11月12日（月）から平成24年11月22日（木）まで（土日を除く。）
 - ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市財務部財産管理課（大和高田市庁舎2階）
- ※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付するものとし、入札日まで保管しなければならない。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、入札受付時に入札金額の100分の5以上の入札保証金を銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年11月30日(金) 午前10時
物件番号1から順に10分ごとに入札を行うが、状況により開始時刻が前後することがある。
- (2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

- (1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。
- (2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出すること。
- (3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 最低売却価格に達しない価格での入札
- (9) 郵送等により送付された入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金(入札保証金全額を充当)を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成24年12月7日(金)(当日の正午まで)に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否
要す。

1.2 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を平成24年12月14日(金)までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

1.3 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.4 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課

電話 0745-22-1101

教育委員会

教育委員会告示第22号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年10月3日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日時 平成24年10月9日(火)午後2時00分

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

議案 第1号 平成24年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 第18回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

教育委員会告示第23号

大和高田市教育委員会11月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年10月31日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

- 日時 平成24年11月6日(火)午後2時00分
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 第30回市民親子バドミントン大会開催要項(案)について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第21号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年11月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年11月12日(月)午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第11号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年10月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成24年11月6日(火)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第18条第1項による通知の件
第3号 その他

公営企業

水道事業告示第7号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成24年11月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

- | | | |
|--------|-------|--------------------|
| 業者名 | 代表者名 | 所在地 |
| ベターメント | 福田 正一 | 奈良県北葛城郡上牧町上牧4116-6 |

株式会社 山岸設備 山岸 謙悟 大阪府寝屋川市堀溝1丁目9番2号